

岐阜県看護協会事務局に設置する「学童自習室」運営要領

(目的)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた県内の小・中・高等学校・特別支援学校の休校に伴い、共働き家庭など児童の保護・観察ができない働く看護職を支援するため、看護協会に「学童自習室」を設置する。

(受入れ対象児童)

岐阜県看護協会会員の子女で、学童保育や他の保護者による保護・観察ができない場合に受け入れるものとする。

(受入れ人数)

1日当たり最大10人を目安とし、状況に応じて対応する。

(受入れ時間)

県民ふれあい会館の開館時間から19:00までの間とする。

ただし、保護者の送迎の都合に配慮し、要望に応じて当日朝7:30から協会役職員（役員・職員）が受け付けする。

(受入れ期間)

3月10日から当分の間（小学校が「休校」扱いとされる間を基本とし、状況を見て対応）

(受入れの条件)

受け入れる児童は、小学1年生から小学3年生までとする。

受け入れる児童が病気に罹患（又はその疑い）していないこと。

昼食をはさんで預ける場合は、昼食を持参させること。

(受入れスタッフ)

岐阜県看護協会の看護職が自習の見守り等に当たる。

(託児料金)

無料

(その他)

「学童自習室利用案内」は別紙1、「学童自習室における感染症予防対策マニュアル」は、別紙2のとおり。

附 則

この運営要領は、令和2年3月6日から施行する。